

## お知らせ

住民係の窓口を  
時間延長します！

4月から、住民係の窓口時間を1時間延長して、住民票などの交付をおこないます。今年1月より、試験的に窓口延長を行い、2月末現在で48名のご利用がありました。今後も一定のご利用が見込まれること、また、アンケートでも、実施方法について多数の方が適当と回答されたことから、4月以降も実施することになりました。

なお、取扱い事務については、次のとおりです。ご理解のほどお願いします。

## 取扱い事務 ① 番窓口

・ 戸籍謄本（抄本）の交付  
・ 住民票の写しの交付

・ 印鑑登録申請

・ 印鑑登録証明書の交付

## 窓口延長時間

午後6時15分まで延長

人口動態職業・産業  
調査にご協力を

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の

各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしています。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。

本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力よろしく願います。  
**調査期間** 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間

**調査対象者** 出生届・死亡届・死産届・婚姻届及び離婚届の届出をされる方々

**調査方法** 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。

また、死亡届には農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入してください。

届出をする町民課住民係の窓口で「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお願ひ（職業・産業例示表）」をお渡ししますので、参考のうえ、記入をお願いします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

## 問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

## 法定外公共用財産の譲与について

4月1日から法定外公共用財産である『里道（農道）、水路』の財産管理権が国から松前町に譲与されることになりました。

このことにより、里道内に給排水管を埋設したり、水路の上に橋を架ける場合に必要な許可や用途の廃止を松前町がすることになり、手続きの短縮を図ることができるようになりました。

## 【使用許可の手続】

1. 法定外公共用財産を新規に占使用又は継続占使用したい場合は、**法定外公共用財産（継続）使用許可申請書**を提出してください。
2. 占使用者が変わった場合は、**権利義務の譲与許可申請書**を提出してください。
3. 工作物などを変更する場合は、**法定外公共用財産変更使用許可申請書**を提出してください。
4. 法定外公共用財産を占使用する必要がなくなった場合は、**法定外公共用財産使用廃止届**を提出してください。

占使用期間は最大5年間です。占使用期間を更新する場合は、必ず法定外公共用財産（継続）使用許可申請書を提出し、更新の許可を受けてください。

## 【用途廃止】

現況の機能を喪失しており、将来も必要がないと認められる法定外公共用財産は、用途を廃止し、売払い、譲与、交換のいずれかで処分することができます。

1. 売払い  
法定外公共用財産が袋地や狭長で、単独での使用が困難なものについては、売払いを受けることができます。
2. 譲与  
必要な法定外公共用財産については、代替施設を寄付することで、法定外公共用財産の譲与を受けることができます。
3. 交換  
松前町が工事を施工するため、必要に応じて民地と法定外公共用財産を交換する場合があります。

里道や水路などの法定外公共用財産は、皆さんにとって身近な財産のひとつです。正しく使用するよう心がけてください。

問い合わせ 役場まちづくり課管理係 ☎985-4156